

名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園 保存活用計画 概要版

令和5年(2023)
佐賀県

1. 保存活用計画の趣旨・目的

名勝九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園(以下「九年庵」という)は平成7年(1995)2月21日に佐賀県の庭園として初となる国の名勝として指定されました(指定面積11,470m²)。例年、春と秋の年2回の公開を実施しており、季節ごとに異なる趣を呈する庭園に雁行した草葺屋根が佇む風景は多くの来訪者を魅了しています。

しかしながら、経年による建物の劣化や樹木の繁茂など名勝を構成する要素への影響が見られるほか、耐震や防災等の整備の必要性など、多くの課題を抱えている状態です。

そこで、文化財としての適切な保存と活用を図り、次世代への確実な継承を行うための中長期的なマネジメントの明確化及び九年庵の本質的価値や構成要素を明確化するとともに、文化財の活用を通して価値を損なうことなくむしろ高めるための基本方針や基準、運営等の仕組みを定めることを目的として保存活用計画を策定します。

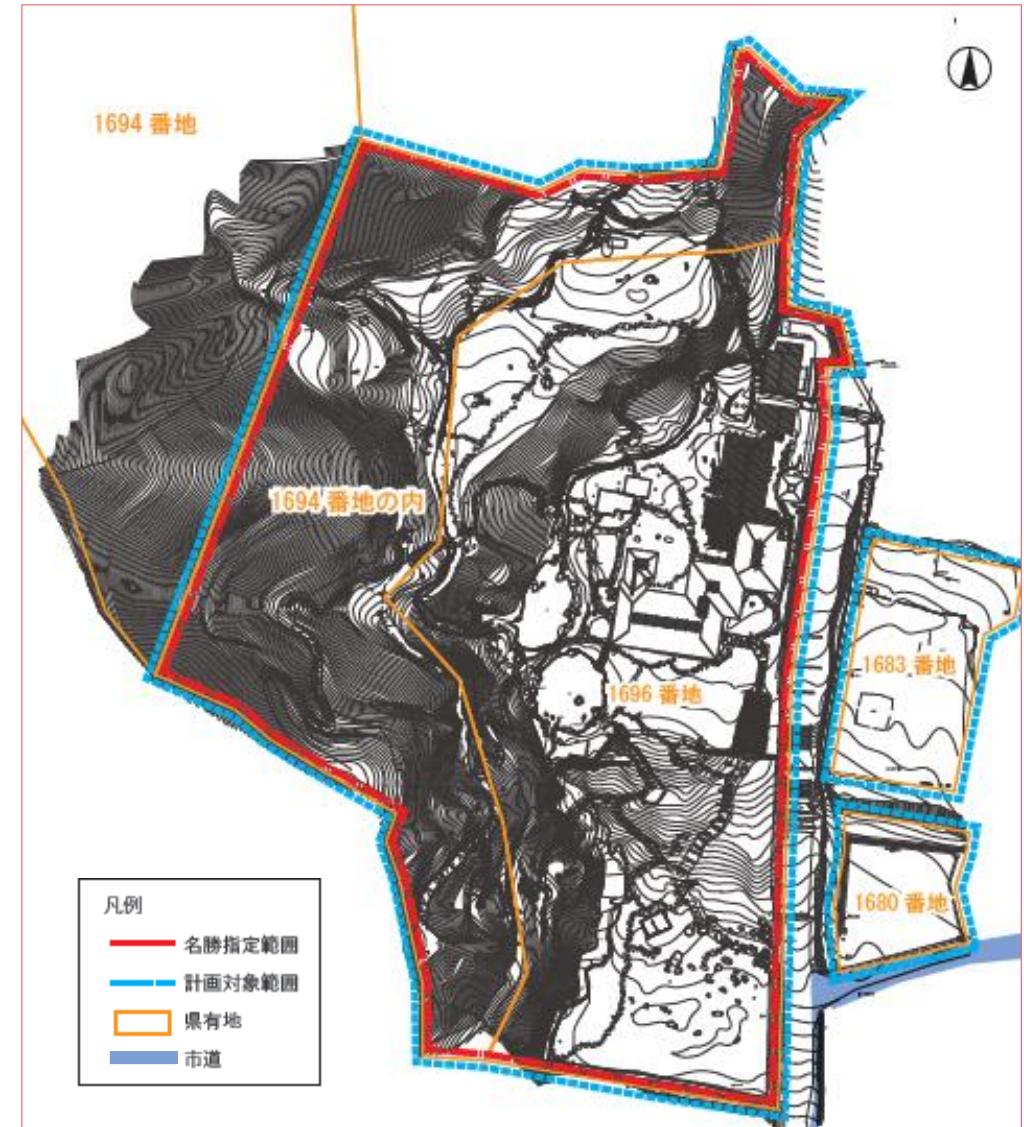


図1 九年庵の計画対象範囲

佐賀県神埼市神埼町の字仁比山1696、1694 の一部

2. 九年庵の本質的価値

1

近世寺院の敷地を生かした自然主義の庭園

明治初期の神仏分離令により廃寺となった水上坊の塔頭不動院の跡地と、廃寺となった吉祥院跡地に移転して現存する地蔵院の跡地に位置し、佐賀の大実業家であった伊丹文右衛門がこの旧寺院の塔頭跡を購入して別邸を建築。古い寺院の環境を継承し、周囲の自然環境や景観と一体となって庭園と建築が巧みに調和して保存されている立体的な回遊式庭園です。



2

北部九州の発展に尽力した大実業家たちが磨き上げた近代庭園

古い寺院の歴史と環境を骨格として、地域の近代化に尽力した伊丹文右衛門から息子の彌太郎、そして月星ゴムの創始者である倉田泰蔵へ受け継がれる中で、もてなしの空間として磨き上げられ、魅力を高めてきた近代庭園です。



3

数寄屋造の建築が見事に調和している庭園

旧塔頭の跡地を利用し、石垣と石段で上下二段に区切られた敷地に主屋、門、茶室、池庭、平庭が巧みに配置されており、山林の傾斜を生かした高低差のある敷地に庭園と建築が立地するところが特色です。主屋は数寄屋造で、厳選された上質な材料が用いられており、細かな部分まで意匠が凝らされ、洗練された建築です。



3. 保存活用の現状と課題

1. 保存管理の現状と課題

- ・山林の散策路・水路・飛石等が荒廃し倒木も多くみられ本来の姿が不明瞭
- ・山林や庭園の木の過大な成長や雑木の繁茂により眺望が阻害され、水はけや日当たりの悪化によりコケが育ちにくい状況
- ・九年庵の多くを占めるモミジの95%が健全度に問題がある
- ・池は泥砂や枯葉が堆積し、渓流は土砂に埋没、雑木の繁茂による滝口の荒廃など水系が不全
- ・建物の水はけが悪く、腐朽が進んでいる

2. 活用の現状と課題

- ・庭園の飛石への苔の着生や散策路の荒廃等、安全面や景観面で問題がある
- ・春と秋の年2回の一般公開のみと限定的であり、また建物内は見学できないため、多くの人に開かれた場となっていない
- ・周辺の文化財観光地等と連携した取組が不足している
- ・パンフレットや説明板、ホームページ等の情報発信ツールが乏しく、適切な情報発信ができていない

3. 防災の現状と課題

- ・山林部に倒木が複数あるほか、庭園の高木の衰弱による倒木の危険性がある
- ・庭園内の水系不全により、大雨等の際に氾濫の危険性がある
- ・イノシシ等による石組の毀損や苔の掘り返しといった獣害がみられる
- ・耐震性能が弱く、極めてまれに発生する地震同時に倒壊の危険性があり耐震補強が必要である
- ・消防設備、防火設備が設置されておらず、地域と連携した非常時対応の共有がなされていない

4. 整備の現状と課題

- ・利用できる給排水設備や、防災・防犯設備がない
- ・電気設備は経年劣化しており漏電の危険性があるため利用できない
- ・周辺にトイレが設置されているものの古くあまり利用されていない
- ・庭園には接道がなく園内にも大きな通路がないため重機等の搬出入に制限がある

5. 運営体制の現状と課題

- ・庭園や建築、運営等の専門の管理者・監督者を設置しておらず、今後配置の検討が必要
- ・一般公開の実施要領の見直しや更新、整理が必要

4. 保存活用の基本方針と保存管理

【保存活用の基本方針】

適切な維持管理

段階的な
公開活用の推進

利用のしやすさに
配慮した整備の検討

災害への備えの強化

持続可能な
運営体制の検討

【保存管理の方向性】

歴史の重層性の継承

歴史や所有者が移り変わる中でも大きな骨格は変わることなく継承されてきた九年庵。今日見られる近代庭園の姿に磨き上げ完成したといえる倉田氏時代の当初の姿を基本として、歴史の重層性を適切に評価しながら保存管理を行います。

歴史的背景や活用に共調した 維持管理の推進

実業家たちによって人をもてなす場として利用してきた歴史があり、現在の一般公開時においても例年多くの人々が来訪し人々を惹きつけていることから、これまでの歴史を踏まえながら、より一層人々の理解や関心を得ることができる、オープンで多様な活用を想定した維持管理を推進します。

庭園、建物、山林、自然が 調和した空間の一体的な保存

立体的な空間特性をもつ敷地と、明治期の数寄屋建築、山裾の流れを取り入れた池庭、平庭、庭園と建物の眺望を楽しめる園路を持つ山林など、特徴的な空間が継承されてきたことから、この調和した空間を一体と捉え、保存管理を行っていきます。

5. 保存管理の目標

ア)山林地区

- ・建物や庭園の背景となる樹林の保全
- ・建物や庭園、筑後平野を望む散策路と視点場の回復

イ)主屋・主屋南地区

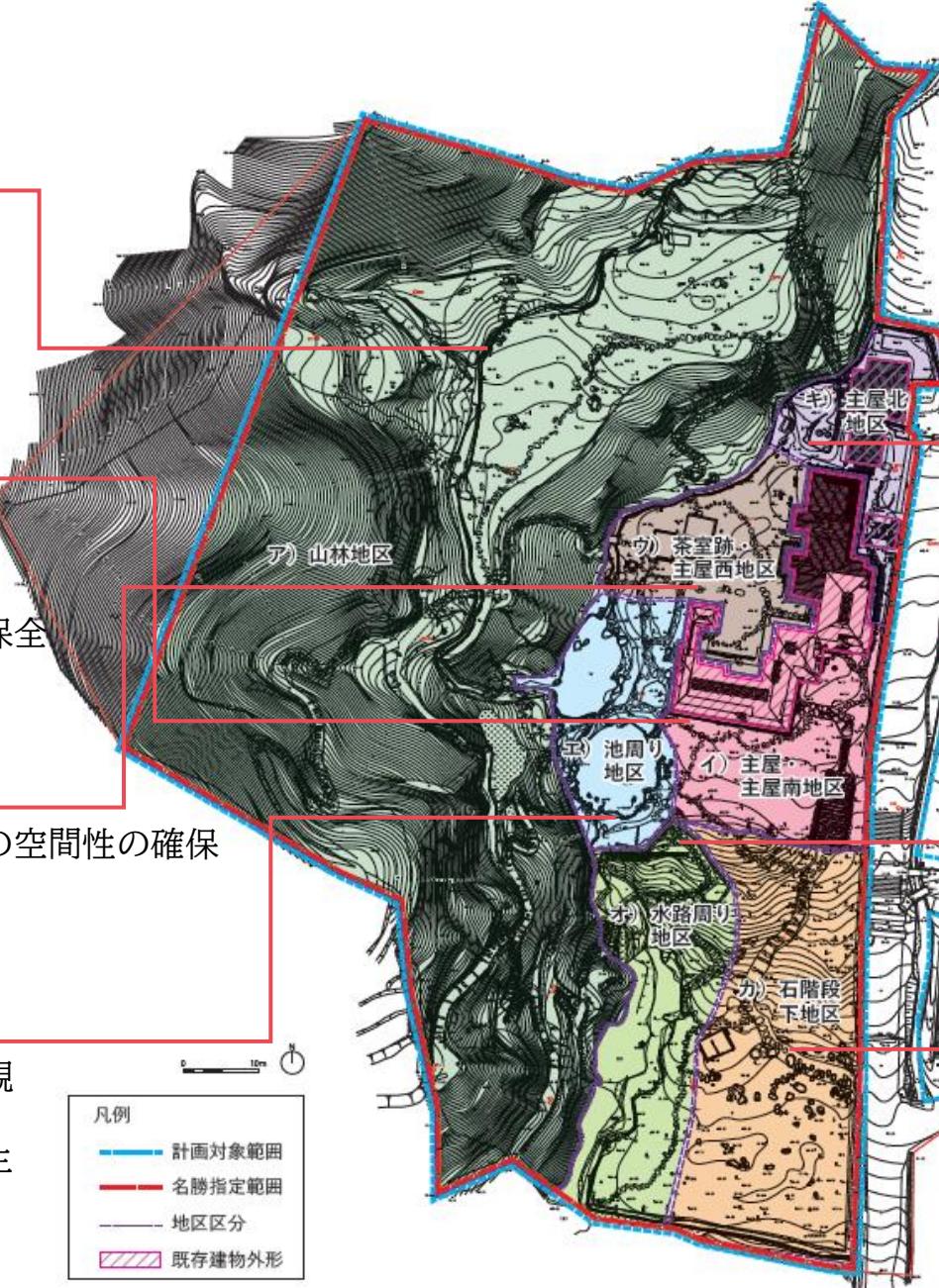
- ・表玄関の前庭にふさわしい格式ある景観の維持
- ・苔の広がる開放的な平庭の維持
- ・敷地の高低差を支える石垣・石階段の保全

ウ)茶室跡・主屋西地区

- ・流れ手水や井筒・蹲踞等の保全と露地の空間性の確保
- ・茶室、待合の復元の検討

エ)池周り地区

- ・客間からの視線に対応した潤いある景観の回復
- ・滝口池泉護岸石組、景石等の保全、再生



オ)水路周り地区

- ・流れのある水環境の再生
- ・水の存在が感じられる暗すぎない樹木密度の維持

カ)石階段下地区

- ・モミジを中心とした健全な樹木の育成
- ・斜面に沿ったアプローチ空間の維持
- ・東屋（四阿）の復元の検討

キ)主屋北地区

- ・庭園や建物の公開活用を支援するサービスヤードとして維持
- ・便宜機能を確保した管理しやすい場の創出

※指定地外

- ・周辺の景観に配慮しつつ、駐車場やトイレ等活用のための施設や防災のための設備等を整備可能な空間として確保

図2 保存管理の地区区分

6. 活用

【活用の方向性】

1) 庭園の保護に配慮した公開方法の実施

九年庵の植栽が来訪者の踏圧など公開の影響で変化していることから、名勝の本質的価値を適切に保存するため、庭園の保護に最大限配慮しながら、段階的な公開方法を検討、実施します。

2) 名勝が持つ価値を楽しみながら伝える活用の推進

文化財としての価値を正しく伝えることはもちろん、これまで目を向けることのなかった人々にも関心を持ってもらえるよう、ユニークベニューの観点も取り入れながら、来訪者が楽しみながら鑑賞することで九年庵の価値をより体感できる取組や環境の整備を推進します。

3) 周辺地域の文化遺産や観光地との連携促進と教育・学習機会の提供

歴史や文化のみならず、仁比山神社や伊東玄朴旧宅、吉野ヶ里遺跡等の周辺の文化遺産や文化施設、観光地等と連携して回遊性の向上を意識した活用を促進します。また、九年庵をきっかけとした地域の歴史学習や建築や庭園のガイドツアーといった文化体験等、九年庵をきっかけに文化とふれあい、市や地域とも連携しながら地域ぐるみの教育・学習機会の場として利活用を促進します。

【段階的な公開活用】

第1期 建物周囲の短期公開

公開可能な範囲を限定し建物周囲の短期的な公開活用に取組む。

例) 春・秋の一般公開、屋外ガイドツアー、
庭園手入れ講座、修理工事見学会
ユニークベニュー等

第2期 建物内外の短期活用

建物内外での公開頻度を増やしつつ、
庭園の整備や維持管理に配慮した公開
を進展していく。

例) レセプション、ケータリングでの食事会、
体験イベント（茶会、生け花等）、
簡易的なイベントでの場所貸等

第3期 建物内外の長期活用

年間を通じて、より長時間滞在できる
空間として多用な活用を推進する。

例) 建物内外の常時公開
事前予約制でのウェディング、宿泊、
貸切イベントでの場所貸等

7. 整備と運営体制

【整備の方向性】

1) 価値の顕在化にむけて保存するための整備

本質的価値を構成する要素の価値の維持や安全面にかかる課題が随所に生じていることから、早期に健全性の回復を図り、名勝本来の価値の顕在化に向けた保存整備を推進していきます。また、茶室や東屋等失われた要素については継続調査を行いつつ、復元も含め中長期的な検討を行います。

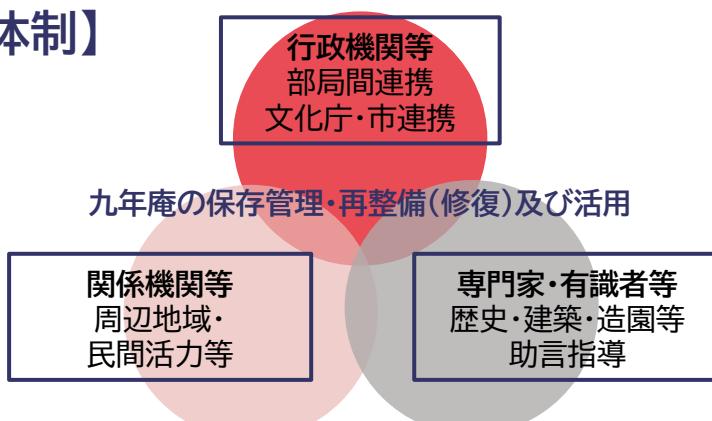
2) 文化観光の拠点として活用するための整備

文化財としての価値を堅実に維持しながら、より活用の機会や自由度を増やしていくため、利用導線・管理導線の計画的な確保や案内・解説・展示に必要な設備、管理用スペース等の便益管理設備、インフラ設備等、文化観光の拠点としての整備を推進していきます。

3) 保存と活用を支えるための防災整備

価値の維持と利用者の安全性のため、人と文化財を守り保存と活用を支える防災設備・施設の整備、防犯対策とともに、建物については耐震・耐風補強に取り組み、防火対策も重点的に推進します。

【運営体制】



【今後に向けて】

令和5年度は引き続き学識経験者、専門家等の指導を得ながら、検討により見えてきた課題の解決、具体的な活用イメージ、整備や運営体制、整備スケジュール等の詳細な検討を進め、整備基本計画の策定を行います。

名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園保存活用計画【概要版】
発行日：令和5年3月
発行：佐賀県文化課 TEL：0952-25-7236

図3 運営体制